

ISL Online ユーザーライセンス契約書(日本ユーザー版)

更新日:2022年4月1日

重要:よくお読みください。

国際標準版 ISL Online ユーザーライセンス契約書の記載とこの日本ユーザー版 ISL Online ユーザーライセンス契約書(以下「本契約」といいます。)の記載の間に齟齬がある場合は、日本においては、本規約書の規定が優先して適用されるものとします。本書はお客様の便宜上作成された日本語訳であり、原文(英語版)と日本語訳の記載内容に齟齬がある場合には、原文の記載内容が優先するものとします。

本契約は、お客様(自然人又は法人たる日本における ISL Online のユーザー。本契約において「お客様」といいます。)と XLAB d.o.o.(法人登録営業所所在地: Pot za Brdom 100, SI-1000 Ljubljana, Slovenia。以下「XLAB」又は「当社」といいます。)との間で、各種関連媒体、印刷物及び電子文書を含むソフトウェア製品 ISL Online (www.islonline.com)(以下「本ソフトウェア製品」といいます。)に関して締結される法的な契約です。XLAB は、お客様が本ソフトウェア製品の初期コピーを取得された後にアップデート、アドオンコンポーネント、ウェブサービス及び/又は補完物等をお客様に提供したり、ご利用していただいたりすることがありますが、これらの品目も、それぞれに独自のライセンス契約書又は使用条件が付属していない範囲で、本ソフトウェア製品に含まれます。本ソフトウェア製品をインストール、コピー、ダウンロード、アクセス、又はその他の方法で使用することにより、お客様は本契約上の条件に拘束されることに同意したものとみなされます。本契約の条項に同意しない場合は、本ソフトウェア製品をインストール、アクセス、又は使用することはできません。

本ソフトウェア製品ライセンス

本ソフトウェア製品は、知的財産権に関する法律及び条約により保護されています。本ソフトウェア製品は、使用許諾のみされるものであり、販売又は譲渡されるものではありません。本ソフトウェア製品は、複数のソフトウェアモジュール(以下「モジュール」といいます。)を組み合わせたものです。本契約は、特に明記されていない限り、すべてのモジュールを同等に参照します。

定義

「ホスティングサービス」、「ソフトウェアサービス」又は「SaaS」(クラウドサービス)とは:

XLAB がお客様に本ソフトウェア製品(クラウドサービス)を提供することを約し、お客様が当社の価格基準に従って料金を支払うことを約することにより成立するビジネス関係をいいます。お客様が本ソフトウェア製品を使用する際には、XLAB が維持しているサーバのネットワークを通じて接続が確立されます。

「サーバライセンス」(オンプレミスライセンス)とは:

お客様がサーバモジュールのライセンスを取得するビジネス関係をいいます。当該ビジネス関係においては、お客様は自身のサーバに本ソフトウェア製品をセットアップすることができます。その際の本件ソフトウェア製品のインストールは、XLAB が維持しているサーバのネットワークから独立して行われます。

1. ライセンスの付与

ライセンスの許諾

本契約の条件に従い、XLAB は、お客様に対し、お客様と XLAB 又はその正規再販業者との間で具体的に合意されたライセンス制限及び制約のもとで、期間中に本ソフトウェア製品を使用するための非独占的、譲渡不能、お客様による使用料負担のライセンスを付与します。

クラウドサービス 15 日体験版のインストール及び使用に関する一般的ライセンスの付与

クラウドサービス 15 日体験版を入手していただくためには、お客様は、ISL Online のウェブサイトにおいて登録していただく必要があります。XLAB は、お客様に対して、無料のクラウドサービス 15 日体験版を提供させていただき、お客様は、お客様のアカウント上でアクティベーションキーを有効にした日から 15 日間、クラウドサービス 15 日体験版を利用していただくことができます。お客様は、XLAB が、お客様からのクラウドサービス 15 日体験版のご利用のお申込みに対して、説明なしにこれをお断りする権利を有し、また、お客様のお申込みに対して回答さえしないこともできる旨、承知し同意していただくものとします。お客様には無料のクラウドサービス 15 日体験期間が一度だけ付与されます。その有効期限後は、お客様は、クラウドサービスの体験版を使用することはできません。

オンプレミスライセンス 30 日体験版のインストール及び使用に関する一般的ライセン

スの付与

オンプレミスライセンス 30 日体験版を入手していただくためには、お客様は、ISL Online のウェブサイトにおいて登録していただく必要があります。XLAB は、お客様に対して、無料のオンプレミスライセンス 30 日体験版を提供させていただき、お客様は、お客様のアカウント上でアクティベーションキーを有効にした日から 30 日間、オンプレミスライセンスの 30 日体験版を使用していただくことができます。お客様は、XLAB が、お客様からのオンプレミスライセンス 30 日体験版のご利用のお申込みに対して、説明なしにこれをお断りする権利を有し、また、お客様のお申込みに対して回答さえしないこともできる旨、承知し同意していただくものとします。お客様には無料のオンプレミスライセンス 30 日体験期間が一度だけ付与されます。その有効期限経過後は、お客様は、オンプレミスライセンスの体験版を使用することはできません。

クラウドライセンスの使用に関する一般的ライセンスの付与

お客様は、本ソフトウェア製品のペイパーユース・クーポン(プリペイド・クーポン)又はサブスクリプションの購入により、XLAB 又はその正規再販業者が合意した期間及び同時接続数に応じて、本ソフトウェア製品を使用することができます。

オンプレミスライセンスのインストール及び使用に関する一般的ライセンスの付与

お客様は、本ソフトウェア製品のオンプレミスライセンスの購入により、期間の制限なく本ソフトウェア製品の取得されたバージョンを使用することができます。お客様は、XLAB 又はその正規再販業者が合意した同時接続数に応じて、本ソフトウェア製品を使用することができます。お客様には、別途 XLAB から公表がある場合を除き、無償のアップグレード又はアップデートは付与されません。XLAB は、お客様が本ソフトウェア製品のコピーを購入された日から最低 1 年間にわたって製品のサポートを有償にて提供します。

オープンソースポリシー

お客様は、本ソフトウェア製品には、オープンソース・ライセンスに基づいて使用及び再配布するために XLAB にライセンスされた第三者に属する権利関係が含まれていることを認め、かつ同意するものとします。

権利の留保

本契約によって明示的に付与された権利を除き、一切の権利が XLAB に留保されません。

2. その他の権利及び制約事項

コピー防止

本ソフトウェア製品には、本ソフトウェア製品の無断複製を防止するための複製防止技術が含まれている場合があります。本ソフトウェア製品を無断で複製したり、本ソフトウェア製品に含まれている複製防止技術を回避する行為は、違法です。

リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

お客様は、本ソフトウェア製品のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブルを行ってはなりません。ただし、この制限にかかわらず、これらの行為が本契約によって明示的に許可されている場合又は準拠法によって許可されている場合は、この限りではありません。

使用制限

お客様は、法人としてのお客様自身の事業目的のためにのみ、本ソフトウェア製品を使用することができます。納税者番号が異なる法人は、それぞれ別法人と扱われず。以上にかかわらず、お客様の関係会社、メンテナンス又は運用業務の受託業者のほか、XLAB 又はその許諾を得た正規再販業者が相当と認めた会社（以下「お客様関係会社等」といいます。）については、XLAB 又はその許諾を得た正規再販業者が書面により許諾（以下「お客様関係会社等使用許諾」といいます。）した場合に限り、本ソフトウェア製品を使用することができるものとします。なお、お客様関係会社等使用許諾を得た場合においては、お客様関係会社等からの本ソフトウェア製品に関する問合せについては、お客様自身が一次受けを行うものとし（XLAB 及びその許諾を得た正規再販業者はお客様関係会社等からの一次問合せを受け付けないものとします。）、また、お客様は、毎年 4 月末に XLAB 又はその許諾を得た正規再販業者にお客様関係会社等の会社名リストを提出するものとします。これらに加えて、XLAB 又はその許諾を得た正規再販業者は、お客様関係会社等使用許諾に際して使用条件を課す場合があり、その場合にはお客様は当該条件に従うものとします。

お客様は、本ソフトウェア製品につき、再販売、頒布又はサブライセンスすること、又は、実質的に本ソフトウェア製品に類似した製品又はサービスの開発、製造又はマーケティングに使用することはできません。お客様は、本ソフトウェア製品、本ソフトウェア製品のウェブサイト又は本ソフトウェア製品が接続されたネットワークに対し、損害、無効化、過負荷、損傷、その他の干渉を与える可能性のあるいかなる方法においても、本ソフトウェア製品を使用することはできません。お客様関係会社等使用許諾を得た場合においては、お客様は、お客様関係会社等に対して、本ソフトウェア製品の使用に関して本項その他本規約上の規定においてお客様自身に課せられたものと同様の禁止事項を課すものとします。お客様関係会社等の当該禁止事項の違反は

お客様自身の本規約違反を構成するものとします。

サポートサービス

XLAB は、本ソフトウェア製品に関するサポートサービス(「本サポートサービス」といいます。)をお客様に提供する場合があります。本サポートサービスにおいて追加のソフトウェアコードがお客様に提供された場合、これらのソフトウェアコードは本ソフトウェア製品の一部とされ、本契約上の諸条件の適用を受けます。お客様は、お客様が XLAB に対して提供した技術情報を、製品サポート及び製品開発を含め、事業目的のための本サポートサービスの一部として XLAB が利用することを承知し、同意していただくものとします。XLAB は、お客様が個人的に特定できる形態で、これらの技術情報を使用することはありません。

契約の終了

いかなる他の権利に影響を及ぼすことなく、XLAB は、本契約を終了させることができます。この場合、お客様は、本ソフトウェア製品のすべてのコピー及びすべてのコンポーネント部品を廃棄しなければなりません。

3. クラウドサービスのためのサービス・レベル・コミットメント

アベイラビリティ(利用可能な状態)

当社は、クラウドサービスにつき、毎月 90 パーセントの利用可能な状態を確保するよう努力します。クラウドサービスの利用可能な状態が 90 パーセントを下回る月が生じた場合、お客様に対して、クラウドサービスについて、年間契約料金の 12 分の 1 に相当する金額をクレジットします。このクレジットは、クラウドサービスを一部延長する形で行い、既に支払われた金額の返還又は請求金額の減額は行いません。お客様は、もしクラウドサービスが利用可能な状態ではないとの疑念が生じた場合、直ちに当社へ連絡することに同意するものとします。この場合、お客様には、XLAB において適切な診断/修復を実施するため及び適用されるクレジットを適正に算出するため、XLAB の要求に応じた合理的な情報を提供することに同意するものとします。

クレジットは、以下の事由に対しては適用されません。a) 以下に規定する定期メンテナンスによる利用不可能な状態、b) お客様のクラウドサービスにおける契約料の支払いが契約どおりに行われていない期間又はお客様が本契約に違反した状態が継続している期間における利用不可能な状態、c) 政府機関の行為、戦争、禁輸、火災、洪水、水道光熱等の公益サービスの利用不可能な状態の継続又は通信若しくはインターネットサービスプロバイダーの利用不可能な状態若しくはサービス遅延等、当社の支配が及ばない事由、d) お客様による本ソフトウェア製品の誤用。

定期メンテナンス

定期メンテナンスは、当社が行うすべてのメンテナンスを意味します。当社は定期メンテナンスの少なくとも 48 時間前までに電子メールでお客様に通知いたします。当社は、当社の顧客による平均的な利用状況に基づき過去の履歴上からみて利用が少ない時間に定期メンテナンスを実施すべく合理的努力を行うことに同意いたします。当社は、必要な都度、緊急メンテナンスを実施することができるものとします。

変更

当社は、随時、お客様への通知をもって、サービス・レベル・コミットメントの変更を行う権利を留保します。当社が上記変更を行った場合、お客様は、当社の変更通知から 30 日以内に当社に書面で解約通知いただくことを条件に、クラウドサービスをペナルティなしで解約する選択を行うことができます。

利用規定

もしクラウドサービスアカウントが違法な目的又は XLAB に害を及ぼす可能性のあるオペレーションに使用された場合、当社はお客様に通知することなくお客様へのサービスを中止することができる権利を留保します。当社は、お客様達に対しその不適切な行為を通知し、必要な是正措置を勧告したいと考えていますが、著しい利用規定の違反についてはサービスの即時中止を実施します。この利用規定の実施の懈怠は、理由のいかんにかかわらず、当社の権利放棄として解釈されることはなく、当社はいつでもその権利を行使できるものとします。

4. アップグレード

本ソフトウェア製品につきアップグレード版の表示がある場合、本ソフトウェア製品を利用するためには、お客様は、XLAB によってアップグレードの権利を有すると指定された製品の使用ライセンスを取得していなければなりません。アップグレード版と表示された製品は、お客様のアップグレードの権利の基礎となる製品を補完又は代替する(場合によっては使用をできなくする)ものです。アップグレードされた製品は、お客様が本契約の条件を遵守する限り、使用することができます。

5. 知的財産権

本ソフトウェア製品(本ソフトウェア製品に組み込まれた画像、写真、アニメーション、映像、音声、音楽、テキスト及びアプレットを含みますが、これらに限られません。)、

付属印刷物及び本ソフトウェア製品の各複製物にかかわる所有権及び知的財産権は、すべて XLAB 又はその正規再販業者に帰属します。本ソフトウェア製品に含まれていないものの本ソフトウェア製品を使用することによってアクセスすることができるコンテンツの所有権及び知的財産権は、それぞれ各コンテンツ所有者に帰属し、適用される著作権法又はその他知的財産に関する法律及び条約によって保護されている場合があります。本契約は、当該コンテンツを使用する権利をお客様に付与するものではなく、また、XLAB の商標又はサービスマークに関連する権利をお客様に付与するものでもありません。

6. バックアップ用コピー

お客様は、バックアップ用又は保管用の目的においてのみ、1 つに限り、本ソフトウェア製品を複製することができます。本契約で明確に定められる場合のほかは、お客様は本ソフトウェア製品又はその付属印刷物のいずれについても一切複製物を作成することはできません。

7. 準拠法

お客様が本ソフトウェア製品を XLAB から購入した場合、本契約はスロベニア共和国法に準拠するものとします。本ソフトウェア製品がスロベニア共和国外に所在する XLAB の正規再販業者から購入された場合は、その国又は地方の法律が適用されません。

8. 限定保証

XLAB は、本ソフトウェア製品が、受領日から 90 日間に限り、附属文書に記載された内容に従って実質的に作動することを保証します。かかる 90 日間経過後に発見された欠陥については、どのような欠陥についても、いかなる種類の保証又は条件も与えられません。黙示の保証又は条件が存続する期間についての制約を許さない国/管轄においては、上記制約はお客様に適用されない場合があります。90 日間の限定的保証期間が満了した後にお客様に提供される本ソフトウェア製品の補完物、アップデート、(もしあれば) サービスパック又はホットフィックス等については、明示又は黙示の別を問わず、また、法令の定めの有無にかかわらず、いかなる保証又は条件も付与されません。

救済の制限; 結果的損害その他の損害に関する免責

お客様(及び、お客様関係会社等使用許諾を得ている場合には、お客様関係会社等)は、本ソフトウェア製品が XLAB の限定保証に適合せず、たとえいかなる救済手段によっても本質的な目的が達成できないとしても、いかなる損害(結果的損害を含みますが、これに限られません。)の賠償も請求できないものとします。

お客様の唯一の救済

XLAB 及びその正規再販業者におけるすべての責任であって、お客様にとっての唯一の救済は、(a) 支払済みの本ソフトウェア製品の代価(もしあれば)の返金、又は(b) XLAB 又はその正規再販業者に領収証のコピーを添えて返品された上記の限定保証に適合しない本ソフトウェア製品の修理又は交換となります。お客様は、XLAB により選択される救済を無償で受けることができますが、お客様に生じた費用(例えば、本ソフトウェア製品の XLAB までの送料。)はお客様のご負担となります。上記の限定保証は、事故、不正使用、誤用、異常使用又はウィルスに起因する本ソフトウェアの不具合に対しては適用されません。本ソフトウェア製品の交換品については、原保証の残存期間又は 30 日間の、いずれか長い方の期間により保証されます。お客様がかかる救済手段を希望する場合は、XLAB 又はお客様の国で営業する XLAB の正規再販業者宛てにお問合せください。

なお、疑義を避けるため、お客様関係会社等使用許諾を得た場合におけるお客様関係会社等には、本項の救済は適用されないものとします。

9. 保証の否認

上記の限定保証は、お客様に対して唯一明示的に与えられる保証であり、あらゆる文書又はパッケージ等によりなされるあらゆる明示の保証(もしあれば)に代えて提供されるものです。本限定保証を除き、また、準拠法によって許される最大限の範囲内において、XLAB 及びその供給業者は、すべての欠陥を含んだ現状有姿の状態でご提供の本ソフトウェア製品及び本サポートサービス(もしあれば)を提供するものとし、本ソフトウェア製品及び本サポートサービスの提供又は提供の懈怠に関し、明示又は黙示の別を問わず、また、法令の定めの有無にかかわらず、あらゆる保証及び条件(商品性、特定目的に対する適合性、正確性、完全性、応答性、動作結果、加工技術、ウィルスが含まれていないこと、又は過失が存在しないこと等)についての、あらゆる(もしあれば)黙示の保証、義務又は条件のすべてを含みますが、これらに限られません。)を否認します。また、本ソフトウェアに関する所有権、平穩享有、平穩占有、記載内容の一致、又は不侵害についても、保証又は条件の付与は一切行いません。

10. 付随的損害、結果的損害及びその他損害の排除

XLAB 及びその正規再販業者はいずれも、準拠法によって許される限り、本ソフトウェア製品を使用したこと若しくは使用できなかったこと、又は本サポートサービスの提供を受けたこと若しくは提供を受けられなかったことに起因し若しくはこれに関連し、又はその他本契約に基づき若しくは本契約上の規定に関連して発生した特別損害、付随的損害、間接的損害又は結果的損害(逸失利益、秘密情報その他の情報の喪失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、誠実義務又は合理的な注意義務の不履行、過失、又はその他金銭的損失に関する損害を含みますが、これらに限られません。)に関しては、過誤、不法行為(過失を含みます。)、厳格責任、契約違反、又は XLAB 又はその正規再販業者による保証違反の事由によって生じたものであっても、また、そのような損害が発生する可能性につき XLAB 又はその正規再販業者が知らされていた場合であっても、一切責任を負担しません。

11. 責任及び救済の限定

お客様(及び、お客様関係会社等使用許諾を得ている場合には、お客様関係会社等)がいかなる理由によりいかなる損害(前項に掲げる損害のほか、あらゆる直接損害又は通常損害を含みますが、これらに限られません。)を被ったとしても、本契約における XLAB 及びその正規再販業者の責任及び上記のすべてに関するお客様(及び、お客様関係会社等使用許諾を得ている場合には、お客様関係会社等)の救済は、(限定保証の違反に関して XLAB の選択によって実施される修理又は交換による救済の場合を除き、)本ソフトウェアの代価としてお客様が実際に支払った金額に限定されるものとします。なお、お客様関係会社等使用許諾を得た場合においては、お客様はお客様関係会社等に対して本項の責任限定を遵守せしめるものとします。

12. 補償

XLAB は、本契約で許容されたお客様の本ソフトウェア製品の使用を理由として第三者からお客様に対してなされた、本ソフトウェア製品が第三者の有効な特許権、著作権、商標権又は営業秘密を侵害又は不正使用する旨を主張する請求(以下「知財クレーム」といいます。)について、お客様を補償し、お客様が損害を被らないようにします。XLAB は、XLAB の費用により、知財クレームから防御をし、それに関してお客様に対して最終的に裁定された損害額(当該防御のために XLAB により雇われた弁護士 of 合理的額の報酬及び費用を含みます。)を支払うものとしますが、これは(a) (知的クレームから防御する能力が実質的に損なわれないようにするため、)お客様が当該知財クレームのおそれ又はその通知を XLAB に速やかに通知し、(b) (事前の書面

による同意なしには、お客様を全責任から解放しない方法ではXLABが知財クレームを解決することはないという点を除いては、)XLABが防御のための弁護士の選定、当該知財クレームの防御及び／又は和解に対する単独かつ独占的な支配及び権限を有しており、かつ(c)お客様がこれらに関してXLABに十分な協力をする場合に限ります。

お客様による本ソフトウェア製品の利用がそのような知財クレームの対象になる、又は対象になる可能性があるとしてXLABが判断する場合、XLABは、自己の選択及び費用により、(a)本契約に定めるとおりに本ソフトウェア製品を使用し続けるための権利をお客様のために取得するか、(b)侵害性をなくすために本ソフトウェア製品の交換又は修正を行うか、又は(c)もし選択肢(a)又は(b)が商業的かつ合理的に実行可能ではないとXLABが判断する場合は、お客様のライセンスを終了し、以前にXLABに支払われた前払料金のうちお客様のライセンスの残存期間に対応する部分を日割り計算で返金することができるものとします。

知財クレームが生じた原因の全部又は一部が、(a)お客様が提供したデザイン、データ、指示又は仕様を遵守した結果による場合、(b)お客様又はその代理を務める者により本ソフトウェア製品が改変されたことによる場合、又は(c)本ソフトウェア製品単独では侵害とならない場合において、他のハードウェア又はソフトウェアと本ソフトウェア製品を組み合わせ、実行し、又は使用したことによる場合には、XLABは、当該知財クレームに関してこの補償のセクションに基づく責任及び義務を負いません。

この補償のセクションに定められている条項は、お客様による本ソフトウェア製品へのアクセス又は利用を理由として提起された知財クレームに関する、XLABのお客様に対する唯一の、排他的な、かつすべての責任を規定するものであり、お客様の唯一の救済を構成するものです。

本ソフトウェア製品を使用することにより、お客様は、お客様が本契約に定められた条項又は条件に違反して本ソフトウェア製品を使用したことに関連してXLABに対してなされた請求について、XLABに補償し、損害を与えないことに同意するものとします。ただし、(当該請求から防御する能力が実質的に損なわれないようにするため、)当該請求のおそれ又はその通知について、XLABが合理的に可能な限り速やかにお客様に通知するものとします。通知が遅れた場合でも、XLABのお客様に対するその他の支払義務を発生させることはありません。

13. 完全合意

本契約(本ソフトウェア製品に含まれる本契約の附属文書又は修正も含みます。)は、本ソフトウェア製品及び本サポートサービス(もしあれば)についてのお客様と XLAB の間の完全な合意であり、本ソフトウェア製品又は本契約の対象となるその他の事項に関する以前又は同時のあらゆる口頭又は書面によるコミュニケーション、提案及び表明に優先するものとします。本契約の条件と XLAB が本サポートサービスに関して定めた各種ポリシー又はプログラムの条件との間に齟齬が生じた場合は、本契約の条件が優先するものとします。

14. 通信するコンテンツへの責任

お客様は、お客様が本ソフトウェア製品を使用して送信する画像、文字情報又は音声情報による通信におけるいかなるコンテンツに対しても、唯一の責任主体であることに同意するものとします。また、お客様は、いかなる準拠法令又は規則のもとでも、他者に対する嫌がらせ行為、中傷行為、脅迫行為、わいせつ行為、淫らな行為、他者の知的財産権の侵害又はその他の違法行為、民事責任を生じさせる行為、又は刑事犯罪を構成し又はこれを助長する行為にあたるメッセージや素材を通信するために本ソフトウェア製品を使用しないことに同意するものとします。XLAB はこれらの通信に対しては一切責任を負担しませんが、当社がこれらの通信を確認した場合、お客様に通知することなく、いつでも通信されたものを削除することができるものとします。

15. 本契約の修正

当社は、いつでも本契約の内容の変更又は追記を行う権利を留保します。本契約の変更は、その発効日とともに、すべて本ウェブサイトにて掲載されます。当社は、お客様が本契約のいかなる変更についても常に把握するよう、本ウェブサイトを頻繁に確認するよう強く要請します。本契約の変更により、本契約に基づくお客様の権利又は義務が実質的に変更される場合、当社は当該変更をお客様に通知するための合理的な努力を行います。改訂後のユーザーライセンス契約書の発効後もお客様が当社の製品及びサービスを継続して使用することにより、お客様は本契約の最新版を読み、理解し、同意したものとみなされます。

なお、本書の日本語訳の誤り又は原文が意図するニュアンスとの相違が見つかった場合には、お客様に事前に通知することなく、いつでも日本語訳を修正できるものとします。

以上